

## ■スマートチェックインに関する特約

株式会社蔦屋書店

この規約(以下「本特約」といいます。)は、株式会社蔦屋書店(以下「当社」といいます)の提供する、「SHARE LOUNGE アプリ」(以下「本アプリ」といいます。)でクレジットカードを登録された利用者が、SHARE LOUNGE を利用する際に利用料を都度決済することなく、SHARE LOUNGE の利用に応じて登録されたクレジットカードにより自動で決済を行うことができるサービス(以下「スマートチェックイン」といいます。)を SHARE LOUNGE の利用者が利用するにあたり適用される規定を定めるものです。

スマートチェックインの利用を希望する利用者は、本特約にご同意のうえ登録手続きを行ってください。なお、本特約に定めのない事項は、当社の定める「SHARE LOUNGE 利用約款」および「SHARE LOUNGE アプリサービス規約」の定めが適用されます。また、これらの規約と本特約の内容が競合する場合には、本特約の定めが優先して適用されます。

### 第1条(スマートチェックイン)

スマートチェックインは、本アプリ上で予約のうえ SHARE LOUNGE を利用するにあたり、退店時に、SHARE LOUNGE の利用料金を本アプリに登録済みのクレジットカードにより自動で決済するサービスです。

スマートチェックインをご利用いただくには、本アプリでの事前予約、および入退店時に当該予約時に発行される QR コードを店頭のセルフチェックアウト端末にご提示いただく必要があります。

本アプリ上で予約を行うことなくご利用いただく場合や、QR コードを提示されることなく入退店される場合にはスマートチェックインをご利用いただけず、別途 SHARE LOUNGE の利用料金をお支払いいただく必要がありますので、ご注意ください。

### 第2条(免責)

スマートチェックインによる代金の自動決済は、SHARE LOUNGE ごとに定める利用時間に応じた利用料が対象となります。延長料も自動決済の対象となりますので、ご利用時間の管理につきましては利用者ご自身で行ってください。

スマートチェックインによる自動決済や SHARE LOUNGE の利用時間、利用料について、当社らの故意または重過失に起因する場合を除き、当社らは何らの責任も負うものではありません。

### 第3条(スマートチェックインの中断)

1. 当社は次の各号の一に該当する場合、利用者に通知のうえ、一時的にスマートチェックインによる SHARE LOUNGE の利用を中断する場合があります。
  - (1) スマートチェックインや本アプリのシステムの保守を定期的に、または緊急に行う場合。
  - (2) その他、やむを得ず運用上、技術上当社がスマートチェックインの一時的な中断を必要と判断した場合。

2. 前項により利用者に損害が生じた場合であっても、当社はその責を負わないものとします。

#### **第4条(不可抗力に基づく免責)**

当社は、天災地変、戦争・暴動・内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、輸送機関の事故その他不可抗力等その責めに帰することができない事由によりスマートチェックインが利用できなかった場合であっても、利用者に対し何らの責任も負うものではありません。

以 上

付則

第1条 本特約は、2021年4月1日より施行する。